

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第86号
令和2年4月1日
警察庁生活安全局保安課長

年少射撃資格の認定のための講習会における考査の運用要領について（通達）
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第9条の14
に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）における考
査の運用要領については下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

- 1 考査の制限時間
60分とする。
- 2 考査の出題形式
50問の正誤式とする。
- 3 考査の出題基準
別添1のとおり。
配点方法については、1問1点とする。
- 4 考査問題作成上の留意事項
 - (1) 考査問題の内容は、年少射撃資格者として必要となる基本的な知識を問うものとし、別添2の基準問題と同等の内容となるようにすること。
なお、別添2の基準問題は、正しい内容の考査問題のみを示したものであるが、誤りを含む内容の考査問題についても適宜作成すること。
 - (2) 別添3に示した不適切な考査問題の例に当たることのないようにすること。
 - (3) 表現、用語等はできる限り平易なものとし、漢字には全て振り仮名を併記すること。
 - (4) 考査問題の作成例は別添4のとおりであるので、参考とすること。
- 5 合格基準
おおむね7割以上の正答率とすること。

別添4 略

年少射撃資格認定講習会考査出題基準

出 題 範 囲			出題数 配 点
第1 猟銃及び空気銃の 所持に関する法令	1 猟銃・空気銃所持者の社会的責任		2
	2 猟銃・空気銃の所持に 関する法令	(1) 猟銃・空気銃の所持	3
		(2) 年少射撃資格認定制度の 基本的な考え方	5
		(3) 年少射撃資格の認定	8
		(4) 認定の失効とその後の手続	1
		(5) 指示及び認定の取消し	1
		(6) 空気銃の所持についての 遵守事項	2
第2 空気銃の使用等の 取 扱い	1 社会的責任を果たすために		2
	2 銃の種類等	(1) 銃の種類	3
		(2) 撃発機構及び安全装置	3
		(3) 銃の威力と危険範囲	2
	3 空気銃の使用、保管等 についての準則	(1) 空気銃の基本的取扱い	10
		(2) 使用時の注意事項	8
(3) 射撃練習による銃の取扱 いの習熟			

基準問題（正しい内容の考査問題）

第1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

1 猟銃・空気銃所持者の社会的責任

- 1 ○ 日本は、銃に対して厳しい規制が行われており、それが銃による事件が少なく社会が安全な理由の一つであると言われている。
- 2 ○ 銃は、もともと遠くにいる動物を捕まえたり、人を殺し傷付けるための道具として作られたものであり、極めて危険なものである。
- 3 ○ スポーツの一つである「標的射撃」に使う猟銃や空気銃は、公安委員会の許可や認定を受けることにより所持することができる。
- 4 ○ 猟銃や空気銃を所持するための許可や認定を受ける前提として、標的射撃のルールがしっかりと守られる必要がある。
- 5 ○ 猟銃や空気銃を所持する人は、高い倫理観や道徳心を持ち、所持する銃を社会に役立たせることが期待されている。
- 6 ○ 猟銃や空気銃を所持する人は、銃が危険であることを理解し、猟銃や空気銃による事故を起こしてはならない。
- 7 ○ 猟銃や空気銃による事故は、場合によっては大切な人の命さえも奪ってしまうことがある。
- 8 ○ 猟銃や空気銃による事件や事故が起きると、事故を起こした本人や被害を受けた人が傷付くだけでなく、周りの人も悲しませることになる。

- 9 ○ 猟銃や空気銃による事件や事故を起こさないためには、法律で決められたルールや、正しい銃の使い方などを覚えなければならない。
- 10 ○ 猟銃や空気銃を所持する人は、極めて危険な銃の取扱いを認められた者としての責任を一時も忘れてはならない。

2 猟銃・空気銃の所持に関する法令

(1) 猟銃・空気銃の所持

① 所持の禁止と除外事由

- 1 ○ 銃刀法は、安全上の必要性から一般の人が銃を所持することを禁止している。
- 2 ○ 年少射撃資格の認定を受けた人は、一定の場合に限って空気銃を所持することができる。
- 3 ○ 年少射撃資格者が、一般の人に空気銃を渡した場合には、渡した本人も、渡された人も法律違反になる。
- 4 ○ 年少射撃監督者が、空気銃を修理するため、年少射撃資格者に銃砲店に持って行かせた場合には、年少射撃監督者も年少射撃資格者も法律違反になる。
- 5 ○ 年少射撃資格者が指定射撃場や練習射撃場の外で空気銃を持つことは法律違反である。
- 6 ○ 年少射撃資格者は、射撃の練習をするときや射撃大会に参加する場合に、年少射撃監督者の監督を受けて、その指導用の空気銃を所持できる。
- 7 ○ 年少射撃資格者は、練習射撃場で、射撃練習を行うため、その管理者から指名を受けた練習射撃指導員の監督を受けている場合に練習用備付け銃を所持できる。

② 銃砲

- 1 ○ 空気銃とは、圧力を加えた空気ので弾丸を発射する銃で、人を殺したり、けがさせたりする可能性があるものである。
- 2 ○ 空気銃の種類には、スプリング式空気銃、ポンプ式空気銃、圧縮ガス式空気銃、ブリチャージ式空気銃などがある。

(2) 年少射撃資格認定制度の基本的な考え方

① 年少射撃資格認定制度

- 1 ○ 年少射撃資格認定制度とは、認定を受けた年少者が、年少射撃監督者の指導監督を受けて、その指導用の空気銃を所持することができる制度である。
- 2 ○ 空気銃の年少射撃資格の認定を受けるには、射撃大会の選手やその候補者として推薦を受ける必要がある。
- 3 ○ 年少射撃資格の認定は、年少射撃監督者と指導監督を受ける年少射撃資格者との人的なつながりに基づいて行われるものである。

② 年少射撃監督者

- 1 ○ 年少射撃監督者とは、所持許可を受けた指導用の空気銃を使用して、年少射撃資格者に対する射撃の指導に従事する者である。
- 2 ○ どの年少射撃監督者から指導監督を受けるかは、認定を申請する前に決めておかなければならない。
- 3 ○ 年少射撃資格者は、年少射撃監督者の指導監督を受けて、その指導用の空気銃を所持することができる。
- 4 ○ 一人の年少射撃資格者が、複数の年少射撃監督者から指導監督を受けるときは、年少射撃監督者ごとに認定を受ける必要がある。

③ 年少射撃資格者に係る練習射撃場での射撃練習

- 1 ○ 年少射撃資格者は、射撃の腕を上達させるなどのため、練習射撃場で練習用備付け銃を使用して射撃練習をすることができる。
- 2 ○ 年少射撃資格者は、練習射撃場で、練習用備付け銃を使用して射撃練習をするときは、練習射撃場の管理者から指名を受けた練習射撃指導員の監督を受けている必要がある。
- 3 ○ 年少射撃資格者が練習射撃場で使用できる練習用備付け銃は、年少射撃資格の認定を受けた種類の空気銃に限られる。
- 4 ○ 空気拳銃以外の空気銃の年少射撃資格の認定のみを受けている者は、練習射撃場に備え付けられた空気拳銃を使用することはできない。

④ 年少射撃資格者が所持できる空気銃

- 1 ○ 年少射撃資格者が所持できるのは、認定を受けた種類の空気銃に限られる。
- 2 ○ 年少射撃資格認定制度で認定を受けることができる銃砲の種類は、空気拳銃以外の空気銃と空気拳銃である。
- 3 ○ 年少射撃資格者が、認定を受けていない種類の空気銃を所持することは法律違反である。
- 4 ○ 年少射撃資格者は、指定射撃場で、年少射撃監督者が所持する指導用の空気銃のうち、認定を受けている種類の空気銃を所持することができる。
- 5 ○ 年少射撃資格者は、認定による人的なつながりのない年少射撃監督者の指導用の空気銃を所持することはできない。
- 6 ○ 年少射撃資格者は、練習射撃場で、認定に係る種類の練習用備付け銃を所持することができる。

⑤ 限定された所持

- 1 ○ 年少射撃資格者が年少射撃監督者の指導監督を受けないで指導用の空気銃を使用した場合は、法律違反である。
- 2 ○ 年少射撃資格者が、練習射撃場の管理者から指名を受けた練習射撃指導員の指導監督を受けないで練習用備付け銃を使用した場合は法律違反である。
- 3 ○ 年少射撃資格者が、教室や校庭で空気銃を所持したときは、年少射撃監督者の指導監督を受けていたとしても、法律違反である。

(3) 年少射撃資格認定

① 認定の要件

・ 認定の欠格事項

- 1 ○ 都道府県公安委員会は、年少射撃資格の認定の申請をした人全てを認定するわけではない。
- 2 ○ 空気銃を悪用するおそれのある人は、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 3 ○ 10歳未満の人は、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 4 ○ 18歳以上の人は、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 5 ○ 統合失調症やそううつ病などの病気にかかっている人は、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 6 ○ アルコールや薬物の中毒者は、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 7 ○ やって良いことと悪いことが分からない人や、悪いと分かっていることをやってしまう人などは、年少射撃資格の認定を受けることができない。

- 8 ○ 年少射撃資格の認定を取り消された人は、一定の期間、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 9 ○ 一定の刑罰を科された人は、一定の期間、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 10 ○ ストーカー行為をして、警告や命令を受けた人は、一定の期間、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 11 ○ 暴力団関係者は、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 12 ○ 社会の安全を乱したり、自殺をするおそれがある人は、年少射撃資格の認定を受けることができない。
- 13 ○ 年少射撃資格認定の申請をするときに、書類にうそを書いたり、本当のことを書かない人は、年少射撃資格の認定を受けることができない。

・ 年少射撃資格講習会の受講

- 1 ○ 年少射撃資格の認定を受けるには、年少射撃資格認定講習会を受けて、そこで行われるテストに合格し、年少射撃資格講習修了証明書を取得しなければならない。
- 2 ○ 年少射撃資格講習会を受けようとする場合には、住所地を管轄する警察署に年少射撃資格講習受講申込書を提出しなければならない。
- 3 ○ 年少射撃資格講習修了証明書は、年少射撃資格認定の申請のときに必要となるので、大切に保管しなければならない。
- 4 ○ 年少射撃資格講習修了証明書をなくしたり、盗まれたりした場合には、再交付を受けることができる。
- 5 ○ 年少射撃資格講習修了証明書に記載されている住所や氏名が変わった場合には、書換えを受けることができる。

- ・ **都道府県体育協会からの推薦**

- 1 ○ 年少射撃資格の認定を受けようとするときには、日本スポーツ協会や都道府県体育・スポーツ協会からの推薦を受ける必要がある。
- 2 ○ 日本スポーツ協会や都道府県体育・スポーツ協会からの推薦書は、年少射撃資格認定の申請をするときに申請書と一緒に提出しなければならない。

- ② **年少射撃資格認定の申請手続**

- 1 ○ 年少射撃資格認定の申請をするときは、年少射撃資格認定申請書のほか、住民票の写しなどの必要な書類を、住所地を管轄する警察署に提出しなければならない。
- 2 ○ 年少射撃資格認定の申請をするときに提出する書類にうそや本当ではないことを記載して提出した場合は、法律違反となる。

- ③ **年少射撃資格認定証の交付**

- ・ **年少射撃資格認定証の交付**

- 1 ○ 年少射撃資格認定申請書を警察署に提出すると、その人が空気銃を持つのにふさわしいかどうか調査して、問題がない場合に年少射撃資格認定証が交付される。

- ・ **年少射撃資格認定証の提示**

- 1 ○ 年少射撃資格者が空気銃を持ち運ぶときは、年少射撃資格認定証を常に持っていなければならない。
- 2 ○ 年少射撃資格者は、警察官から年少射撃資格認定証を見せるように求められたときは、これを見せなければならない。
- 3 ○ 警察官から年少射撃資格認定証を見せるように求められた場合に、見せないときは法律違反となる。

- 4 ○ 年少射撃資格者は、練習射撃場で射撃練習を行う場合には、練習射撃場の管理者に年少射撃資格認定証を見せる必要がある。

④ 年少射撃資格認定証の書換え及び再交付

・ 認定証の書換え

- 1 ○ 年少射撃資格者は、年少射撃資格認定証に記載されている住所や氏名などに変更があったときには、書換えを受けなければならない。
- 2 ○ 所持しようとする空気銃の種類や年少射撃監督者を変えようとするときは、新たな年少射撃資格の認定を受ける必要がある。
- 3 ○ 年少射撃資格認定証に記載されている住所や氏名などに変更があった場合に、書換えをしないと法律違反となる。

・ 認定証の再交付

- 1 ○ 年少射撃資格認定証をなくしたり、盗まれた場合は再交付を受けなければならない。
- 2 ○ 年少射撃資格認定証の内容が分からないくらい汚れるなどした場合には、再交付を受けなければならない。
- 3 ○ 年少射撃資格認定証の再交付を受けた後に、なくした認定証が見つかったときには、古い認定証を返さなければならない。
- 4 ○ 年少射撃資格認定証をなくすなどして再交付を受けなければならないときに再交付を受けないと、法律違反となる。

⑤ 都道府県体育協会に対する通知

- 1 ○ 年少射撃資格者は、住んでいる都道府県と別の都道府県に引っ越した場合には、新しい都道府県の体育・スポーツ協会に知らせなければならない。

(4) 認定の失効とその後の手続

① 認定の失効

- 1 ○ 年少射撃資格の認定は、年少射撃資格者が死亡した場合に失効する。
- 2 ○ 年少射撃資格の認定は、都道府県体育・スポーツ協会又は日本スポーツ協会の推薦を取り消された場合に失効する。
- 3 ○ 年少射撃資格の認定は、年少射撃資格者が19歳に達した場合に失効する。
- 4 ○ 年少射撃資格の認定は、年少射撃監督者が所持する全ての指導用空気銃の許可が取り消された場合に失効する。

② 年少射撃資格認定証の返納

・ 認定証の返納義務

- 1 ○ 年少射撃資格の認定が失効したときには、速やかに年少射撃資格認定証を住所地を管轄する警察署に返納しなければならない。

・ 認定証を返納する者

- 1 ○ 年少射撃資格の認定が失効したときは、原則として年少射撃資格認定証を認定を受けた本人が返納しなければならない。

(5) 指示及び認定の取消し

① 公安委員会の指示

- 1 ○ 年少射撃資格者が、銃刀法などに違反した場合には、公安委員会から空気銃を安全に取り扱うために必要なことを指示されることがある。

② 認定の取消し

- 1 ○ 他人に暴力を振るうなど年少射撃資格の認定を与えておくことがふさわしくない人は、公安委員会から認定を取り消されることとなる。
- 2 ○ 年少射撃資格者が、銃刀法や公安委員会からの指示に違反した場合には、公安委員会から認定を取り消されることがある。

③ 年少射撃監督者の許可の取消し

- 1 ○ 年少射撃資格者が、年少射撃監督者の指導監督に従わないで空気銃を所持したときは、年少射撃監督者の許可が全て取り消されることがある。
- 2 ○ 年少射撃監督者の許可が全て取り消された場合には、その年少射撃監督者から指導を受けている仲間全員の認定が失効する。
- 3 ○ 年少射撃資格者が、練習射撃場の管理者から指名を受けた練習射撃指導員の指導監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときは、その練習射撃指導員が解任されることがある。

④ 聴聞

- 1 ○ 認定が取り消されようとする場合には、事前に聴聞が行われるので、その場で自分の言い分を主張することができる。
- 2 ○ 理由がなく聴聞に出頭しないときは、聴聞が行われなくて認定を取り消される。

(6) 空気銃の所持についての遵守事項

① 年少射撃資格者が空気銃を所持できる条件

- 1 ○ 年少射撃資格者は、指定射撃場で、認定による人的つながりのある年少射撃監督者の指導用の空気銃を所持する場合には、その監督を受けている必要がある。
- 2 ○ 年少射撃資格者は、練習射撃場で、練習用備付け銃を所持する場合は、その管理者から指名を受けた練習射撃指導員の監督を受けている必要がある。
- 3 ○ 年少射撃資格者が、年少射撃監督者の指示に従わないで空気銃を使用すると、法律違反となる。
- 4 ○ 年少射撃資格者が、練習射撃場の管理者から指名を受けた練習射撃指導員の指示に従わないで空気銃を使用すると、法律違反となる。
- 5 ○ 年少射撃資格者が、指定射撃場や練習射撃場の外に空気銃を持ち出した場合には、法律違反となる。

② 年少射撃監督者の空気銃の保管の委託義務（銃刀法第10条の5第1項第4号）

・ 空気銃の保管義務

- 1 ○ 年少射撃監督者は、原則として指導用の空気銃を猟銃等保管業者に保管委託しなければならない。

・ 保管の委託を要しない場合

- 1 ○ 年少射撃監督者は、指導監督している年少射撃資格者が射撃大会に参加するときや射撃の練習をするときは、指導用の空気銃の保管の委託をしなくてよい。
- 2 ○ 年少射撃監督者は、指導用の空気銃を修理する場合などの正当な理由があるときは、その空気銃の保管の委託をしなくてよい。

第2 空気銃の使用等の取扱い

1 社会的責任を果たすために

- 1 ○ 空気銃を使用する人は、使用する銃について絶対に事故を起こしてはならない。
- 2 ○ 空気銃を使用する人は、その銃が盗まれ、犯罪に使われたりしないよう、正しく取り扱わなければならない。
- 3 ○ 空気銃は、人を殺したり、人を傷付ける可能性のある危険なものである。

(1) 銃に対する知識を豊富にすること。

- 1 ○ 空気銃は、ちょっとした気の緩みから暴発などの事故を引き起こし、周囲の人を殺したり傷付けたりする危険性がある。
- 2 ○ 空気銃による事故を防止するためには、銃の構造や安全装置に関する基本的な知識を豊富にする必要がある。
- 3 ○ 空気銃による事故を防止するためには、発射された弾丸の飛ぶ距離など基本的な知識を身に付けることが大切である。

(2) 関連知識を豊富にすること。

- 1 ○ 空気銃を使用する人は、銃刀法などの法律についての知識を身に付けることが必要である。
- 2 ○ 年少射撃資格者は、射撃に関する正しいルールやマナーを身に付けることが大切である。

(3) 細心の注意を払う習慣を身に付けること。

- 1 ○ 空気銃による事故を未然に防ぐため、日頃から細心の注意を払う習慣を身に付け

ることが大切である。

(4) 自制心を養う訓練をすること。

- 1 ○ 空気銃の射撃をしているときに、使っている銃に異常を感じたときは、直ちに射撃をやめなければならない。
- 2 ○ 空気銃に異常を感じたときは、銃を下ろし、弾丸装填ラッチを完全に開いて、セーフティフラッグを銃身に通して銃の安全を確保しなければならない。
- 3 ○ 空気銃に異常を感じたときに弾丸装填ラッチを完全に開いて、セーフティフラッグを銃身に通すことで、事故の大部分をなくすることができる。

(5) 日頃から銃に慣れ親しむ練習をすること。

- 1 ○ 銃を正しく取り扱うことができるよう、銃が自分の体の一部となりきるまで、徹底した銃操作の練習を行うことが大切である。

2 銃の種類等

(1) 銃の種類

① 銃砲の種類

・ 空気銃

- 1 ○ 空気銃とは、圧縮された空気やガスの力を利用して金属性の弾丸を正確に命中させるための銃である。
- 2 ○ 標的競技に使用する空気銃は、ライフル銃と同様、発射された弾丸に回転を与え、的に正確に命中させる構造となっている。
- 3 ○ 空気拳銃以外の空気銃は、諸外国ではエア・ライフルと呼ばれている。

- 標的射撃で使用される空気銃の口径は、4.5ミリメートルである。

- ・ **空気拳銃**

- 空気拳銃とは、空気銃のうち肩付けをせず片手で保持して発射できる銃である。
- 空気拳銃は、発射された弾丸に回転を与え、的に正確に命中させる構造となっている。
- 空気拳銃は、空気拳銃以外の空気銃と基本構造は同じであり、標的射撃では同じ弾丸が使用される。

② 空気銃・空気拳銃の機構による分類

- 標的射撃に使用される空気銃は、単発式である。

- ・ **プリチャージ（圧縮空気）式・圧縮ガス式**

- プリチャージ（圧縮空気）式空気銃は、小型ボンベに入った圧縮空気を利用して弾丸を発射する方式である。
- プリチャージ（圧縮空気）式は高性能であり、最新の標的射撃用の空気銃は、ほとんどがプリチャージ（圧縮空気）式である。

(2) 撃発機構及び安全装置

- 自分が使う空気銃の構造、癖などを知り、不良な所を見つけた場合には、すぐに指導者に報告しなければならない。
- 空気銃の引き金の機構は、とても複雑なので自分で修理や調整をするべきではない。

- 3 ○ 最新式の空気銃は、検査や修理には専用の器具が必要なので、自分で修理や調整をするべきではない。

② 引き金の重さ

- 1 ○ 引き金の重さを必要以上に軽くすると、衝撃などのわずかな力で暴発しやすくなり危険である。
- 2 ○ 空気銃の引き金の重さが軽いときは、指導者に相談して銃砲店で銃を作った会社が勧める重さに調整してもらったほうが良い。
- 3 ○ 引き金の重さを必要以上に軽くすると、故障したり、引き金の動きが不安定になり、射撃大会では良い点数が取りにくくなる。

③ 引き金の遊び

- 1 ○ 引き金の「遊び」とは、引き金を引き始めたときに感じる動きが軽い部分のことをいう。
- 2 ○ 引き金の遊びは、暴発を防ぐ役目があり、引き金の遊びが小さすぎると暴発を起こしやすくなって危険である。

④ 安全の確保

- 1 ○ 競技用空気銃に引き金を止める安全装置は付いていないので、弾丸装填ラッチを完全に開き、セーフティフラッグを銃身に通して安全を確保する必要がある。
- 2 ○ 空気銃を発射しないときは、弾丸を抜き弾丸装填ラッチを完全に開き、セーフティフラッグを銃身に通して安全を確保する必要がある。
- 3 ○ 弾丸を抜き、弾丸装填ラッチを完全に開き、セーフティフラッグを銃身に通していれば、引き金が引かれたとしても、弾丸は発射されない。
- 4 ○ 空気銃を発射しないときは、必ず弾丸を抜き、指導者や競技審判が一目で安全だ

と分かるように、弾丸装填ラッチを完全に開き、セーフティフラッグを銃身に通す習慣を身に付ける必要がある。

(3) 銃の威力と危険範囲

- 1 ○ 自分の使う銃の威力を知ることが、事故を防ぐために大切なことである。

① 空気銃の口径

- 1 ○ 標的射撃で用いられる空気銃の口径は、競技規則で4.5ミリメートルに限られている。

② 弾丸の最大到達距離等

- 1 ○ 空気銃は、人や動物を殺したり、傷付けたりするほどの威力を持っている。
- 2 ○ 空気銃の弾丸は、300メートル以上遠くまで飛ぶものである。
- 3 ○ 空気銃の弾丸は遠くまで飛ぶので、絶対に事故を起こさないように気を付けなければならない。

3 空気銃の使用、保管等についての準則

(1) 空気銃の基本的取扱い

- 1 ○ 空気銃による事件や事故を防止するため、法律を守って空気銃を取り扱わなければならない。
- 2 ○ 年少射撃資格者は、法律などで禁止されていなくても、他人に危険が及ぶようなことをしないなど、マナーを守らなければならない。
- 3 ○ 空気銃を使う人がしっかりとルールやマナーを守っていれば、事故は起きない。

① 銃口の向き

- 1 ○ 空気銃の銃口は、絶対に人のいる方向に向けてはならない。
- 2 ○ 空気銃を分解して銃身だけとなっているときでも、銃口は絶対に人のいる方向に向けてはならない。

② 引き金を引く指の位置

- 1 ○ 射撃するとき以外は、用心がねの中に指を入れてはならない。
- 2 ○ 射撃するとき以外に用心がねの中に指を入れなければ、気付かないうちに引き金を引いてしまう暴発事故を防ぐことができる。
- 3 ○ 原則として、標的射撃で射座に入り射撃方向に向かって空気銃を構え、射撃準備が完了したときのみ、用心がねの中に指を入れることができる。

③ 弾丸の装填の有無の確認及び抜弾

・ 弾丸の装填の有無の確認

- 1 ○ 空気銃を手にしたときは、薬室に弾丸が装填されていないことを必ず確認し、セーフティフラッグを銃身に通さなければならない。
- 2 ○ 銃を発射する必要がなくなったときは、薬室に弾丸が装填されていないことを必ず確認し、セーフティフラッグを銃身に通さなければならない。
- 3 ○ 射撃を終わり射座を出る前には、必ず弾丸を抜き、薬室に弾丸が装填されていないことを確かめ、セーフティフラッグを銃身に通さなければならない。

・ 抜弾

- 1 ○ 空気銃を持って移動するときや、手から離すときは、弾丸装填ラッチを開けて弾

丸を抜き、セーフティフラッグを銃身に通さなければならない。

- 2 ○ セーフティフラッグを銃身に通すことは、安全であることを指導者などに知らせる意味もある。
- 3 ○ セーフティフラッグを銃身に通すときは、弾丸装填ラッチを開き、装填口からセーフティフラッグを通して、銃口から、その先端を出すことがルール上定められている。

④ 銃を置く場所

- 1 ○ 空気銃を手から離すときは、暴発事故を防ぐため、壁や机に立て掛けたりしてはならない。
- 2 ○ 射撃をする必要がないときは、弾を抜いてセーフティフラッグを銃身に通し安全な状態にした後に、銃を標的方向に向けて安定した場所に置く必要がある。

⑤ 弾丸の装填方法及び銃の保持

- 1 ○ 射撃場では、発射の準備ができたとき以外は空気銃に弾丸を装填してはならない。
- 2 ○ 射撃場では、銃口を標的方向に向けて、弾丸を装填しなければならない。
- 3 ○ 空気銃に弾丸を装填した後は、装填レバーの位置を確認して、薬室が完全に閉まっていることを確かめなければならない。
- 4 ○ 空気銃に弾丸を装填した後は、銃口を射撃方向に向けておかなければならない。
- 5 ○ 空気銃を持っているときは、誤って落とすことがないように確実に持つておかなければならない。
- 6 ○ 空気銃を持っているときは、常に銃口の向きに気を配らなければいけない。
- 7 ○ 空気銃を持っているときは、広い視野を確保できるようにしておかなければなら

ない。

- 8 ○ 空気銃を持っているときは、暴発事故に備えて、銃口を標的方向などの安全な方向に向けておかなければならない。

⑥ 不必要な弾丸の抜弾

- 1 ○ 暴発の多くは、銃を一時的に机の上に置いて休んでいるときなど、発射が必要でないときに発生している。
- 2 ○ 暴発事故を防ぐために、発射が必要なときだけ弾丸を装填し、発射しないときは弾丸を抜いて、セーフティフラッグを銃身に通しておかなければならない。
- 3 ○ 競技用の空気銃は、1発しか弾丸を装填することができないので、2発以上の弾丸を装填してはならない。
- 4 ○ 間違って空気銃に2発以上の弾丸を装填したときは、必ず指導者の指示を受けて弾丸を抜かなければならない。
- 5 ○ 弾丸が空気銃の中に残ったまま、銃を片付けたり、ケースに入れてはならない。
- 6 ○ 年少射撃監督者の指導用の空気銃は、自分だけが使用する銃ではないので、仲間が使うことも考えて、安全な状態にしておかなければならない。
- 7 ○ 標的射撃の競技では、4.5ミリメートルの弾丸しか使用できないので、それ以外の大きさの弾丸を装填してはならない
- 8 ○ 4.5ミリメートル以外の弾丸を装填した場合は、すぐに指導者の指導を受けて弾丸を抜かなければならない。
- 9 ○ 射撃をしないときは、弾丸を抜いて薬室の中を常に空にしておかなければならない。
- 10 ○ 使用する空気銃の薬室に弾丸が装填されていないときでも、弾丸が装填してある

ものとして取り扱わなければならない。

- 1 1 ○ 暴発事故を防ぐためには、こまめに薬室に弾丸が装填されていないか確認し、セーフティフラッグを銃身に通しておかなければならない。

⑦ 空気銃・空気拳銃の発射

- 1 ○ 射撃場で空気銃の射撃をするときは、射撃場の管理者や射場長の指示に従わなければならない。
- 2 ○ 射撃場で射撃をするときは、射撃場の管理者や射場長などが射撃の開始を合図したとき以外は空気銃を発射してはならない。
- 3 ○ 射撃場で射撃をするときに空気銃を発射しても良いかどうか分からないときは、勝手に発射せず、射撃場の管理者や射場長に質問して確認しなければならない。

⑧ 発射時の周囲の安全確認

- 1 ○ 射撃場で空気銃を発射するときは、発射する前に周りの安全を十分に確認しなければならない。
- 2 ○ 射撃場で空気銃を発射する場合は、銃の発射方向（矢先）に十分注意しなければならない。

⑨ 跳弾が発生するおそれのあるものに向けての発射禁止

- 1 ○ 空気銃を地面や壁に向けて発射すると、弾丸がはね返って人や物を傷付けるおそれがあるので、標的以外の方向に向けて発射してはならない。
- 2 ○ 自分が発射した弾丸で人がけがをしたり、物を壊したりすることは、全て発射した人の責任であるので、十分に注意しなければならない。

⑩ 不発の場合の措置

- 1 ○ 空気銃は、引き金を引いても弾丸が発射されないこと（不発）がある。
- 2 ○ 不発は、空気銃の故障などによって起こる。
- 3 ○ 不発が発生したときは、指導者の指導の下に、必ず弾丸を抜かなければならない。
- 4 ○ 不発が発生し、修理が必要な空気銃は、銃砲店で修理してもらい、空気銃を常に万全な状態にしておかなければならない。

⑪ 疲労時における射撃の中止

- 1 ○ 疲れてくると、注意力がなくなり、空気銃による事故を引き起こしやすくなる。
- 2 ○ 事故を防止するため、また、自身の技術向上のため、疲れを感じたときは空気銃の使用を中止し、疲れが回復してから練習を再開するような配慮が必要である。

⑫ 銃の目的外使用の禁止

- 1 ○ 空気銃を棒代わりにして高いところや遠いところの物を取ろうとすると暴発する場合があります危険なので、目的以外の道具として絶対に使用してはならない。

⑬ 心構え

- 1 ○ 空気銃についてのルールやマナーが分からないときは、指導者などに質問して、正しいルールやマナーを身に付けなければならない。
- 2 ○ ルール違反やマナー違反で注意を受けたときは素直に従わなければならない。
- 3 ○ あなた自身や友人が空気銃を扱うときに誤った取扱いをしないように、お互い注意し合うことが大切である。

(2) 使用時の注意事項

① 射撃場での安全管理

・ 銃の安全管理の徹底をすること。

- 1 ○ 射撃場で空気銃をケースから取り出したときは、すぐに弾丸装填ラッチを完全に開き、セーフティフラッグを銃身に通して安全を確保しなければならない。
- 2 ○ 空気銃を発射する必要がなくなったときは、薬室に弾丸が装填されていないことを必ず確認し、セーフティフラッグを銃身に通さなければならない。

・ 他人が使用している銃に触らない。

- 1 ○ 指導者の指示がないときは、他の年少射撃資格者が使用している空気銃に触ってはならない。
- 2 ○ 指導者の指導監督を受けていないときは、自分の使用している空気銃を他の年少射撃資格者に手渡してはならない。

・ 銃は人に向けない。

- 1 ○ 空気銃は人に対して、また人がいるかもしれない方向に対して絶対に向けてはならない。
- 2 ○ 射座の前方に人がいるときは、空気銃に触れてはならない。

・ 銃を取り扱うときは、常に銃口を標的に向ける。

- 1 ○ 射撃をするときは、空撃ちをするときであっても、銃口を常に標的などの安全な方向に向けて行わなければならない。
- 2 ○ 射撃をするため引き金を引くとき以外は、用心がねの中に指を入れてはならない。
- 3 ○ 射撃をするため自分で引き金を引くとき以外は、引き金に指を掛けてはならない。

- **必要なとき以外に弾丸を込めない。**

- 1 ○ 弾丸は発射が必要なときだけ装填し、発射が必要でなくなったときは弾丸を抜き、セーフティフラッグを銃身に通しておかなければならない。

- ② **銃の機能の安全点検の励行**

- 1 ○ 銃身のゆがみや機関部の破損がある空気銃を発射すると、大きな事故を引き起こすことがあるので、普段から空気銃を点検しておかなければならない。

- **銃身、機関部の確認**

- 1 ○ 銃身のゆがみや機関部の破損などは、指導者の指導監督を受けながら、最初に外から見て確認する。
- 2 ○ 銃腔内に物が詰まっているかどうかは、セーフティフラッグを銃身に通すことで確認することができる。
- 3 ○ 銃口から銃腔内をのぞくことはとても危険なので、絶対にしてはならない。
- 4 ○ 銃腔内の破損が疑われる場合は、専門の業者による点検や修理を受ける必要がある。

- **圧縮空気の漏れだしの確認**

- 1 ○ 空気銃の機関部などから空気が漏れ出している場合は危険なので、その空気銃で射撃をしてはならない。
- 2 ○ 空気銃を使用しているときに、異常な音に気付いたときは、すぐに射撃を中止し、指導者の指示を受けなければならない。

- **引き金の確認**

- 1 ○ 引き金が軽すぎると暴発しやすくなり危険なので、指導者に相談して、専門の業者に自分に合った重さに調整してもらう必要がある。
- 2 ○ 引き金の重さや、遊びに異常を感じたときは、すぐに指導者の指示を受けて、専門の業者に調整してもらわなければならない。
- 3 ○ 引き金が重すぎたり軽すぎたりすると思っても、絶対に自分で調整してはならない。

- **銃身、機関部と銃床の接合部分の確認**

- 1 ○ 銃身部、機関部と銃床部の接合部分に緩みがある空気銃を発射することは非常に危険である。
- 2 ○ 空気銃を使用する前には、指導者の指導監督を受けて、銃身部、機関部と銃床部の接合部分に緩みがないかどうか点検する必要がある。
- 3 ○ 空気銃を点検して異常があると思ったときは、その銃を使用することは危険なので、指導者の指示を受けなければならない。
- 4 ○ 空気銃に異常がある場合は、専門の業者による修理が終わるまでは、使用してはならない。

③ 射撃中の安全管理

- **指導者等の指示等に従うこと**

- 1 ○ 射撃場では、指導者や射撃場の管理者、射場長の指示や号令に従わなければならない。

- **トラブルが発生したら指示を仰ぐこと**

- 1 ○ 射撃中に火事や地震が発生したときは、空気銃を安全な状態にして、射撃場の管理者や指導者の指示に従わなければならない。
- 2 ○ 射撃中に空気銃が故障したときは、空気銃を安全な状態にして、射撃場の管理者や指導者に報告して指示を受けなければならない。
- 3 ○ 射撃中に体調が悪くなったときは、空気銃を安全な状態にして、射撃場の管理者や指導者に報告して指示を受けなければならない。
- 4 ○ 射撃中にトラブルが発生したときは、自分だけでそのトラブルを解決しようとしてはならない。

・ **勝手に射撃線から前に出ないこと**

- 1 ○ 射場長が号令をかけたとき以外は、射撃線から前には出てはならない。
- 2 ○ 射撃線から前に出て良いのは、射座にある全ての銃が安全な状態で机などの上に置かれていることを射場長が確認して、号令がかかった場合だけである。

・ **射座を離れる場合の取扱い**

- 1 ○ 練習中に一時的に射座を離れるときは、弾丸を抜いて弾丸装填ラッチを開き、セーフティフラッグを銃身に通して、指導者の指示を受ける必要がある。

・ **指導者が射撃場を離れるときの注意**

- 1 ○ 指導者がトイレに行くなどして一時的にでも射撃場を離れるときは、年少射撃資格者は決して空気銃に触ってはならない。

④ **射撃場における保管**

- 1 ○ 射撃場で長時間休むときは、指導者の指示に従って銃を安全な状態にし、射撃場に保管庫が設置されている場合には、そこに保管しなければならない。

- 2 ○ 保管設備のない射撃場で長時間休むときは、年少射撃監督者の指導の下に銃を安全な状態にして、運搬ケースに収納し、年少射撃監督者に渡さなければならない。

⑤ 射撃終了時の安全管理

- 1 ○ 射撃を終了したときは、すぐに弾丸装填ラッチを完全に開き、セーフティフラッグを銃身に通して空気銃を安全な状態にしなければならない。
- 2 ○ 射撃を終了し空気銃を安全な状態にしたら、運搬ケースに収納する前に、指導者の指導監督の下に、弾丸が装填されていないことや空気が蓄圧されていないことを確認する必要がある。

(3) 射撃練習による銃の取扱いの習熟

- 1 ○ 年少射撃資格者は、射撃練習を通じて、空気銃の安全な取扱いや射撃技能の向上に努め、事故を起こさないようにしなければならない。
- 2 ○ 空気銃の安全な取扱手順を学び、繰り返すことによって、安全な手順を習慣化し、身に付けなければならない。
- 3 ○ 年少射撃資格者は、心にゆとりをもって銃を発射することができるようになるまで、射撃練習を徹底する必要がある。

不適切な考査問題の例

1 いたずらに細かな知識の有無を問うもの

- ・ 年少射撃資格者は、銃刀法第4条第1項第1号の所持の許可を受けた射撃指導員の監督を受けて、指定射撃場の中で空気銃を所持することができる。
 - 第4条第1項第5号の2
- ・ 年少射撃資格者は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた日から起算して3年を経過していない場合、認定を受けることができない。
- ・ 空気銃の不法所持を行った場合には、5年以下の懲役若しくは100万円以下
 - 3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金の罰金又はその併科に処せられる。

2 問題文中に例示された場合以外の場合もあることを理由に誤りを含む内容の問題とするもの

- ・ 銃刀法第3条は、銃砲の所持の禁止の例外を定めているが、例外として挙げられているのは、年少射撃資格者等が競技を行うために所持する場合と、銃砲メーカーが業務上所持する場合のみである。
 - 銃刀法第3条第1項から第3項までの場合
- ・ 年少射撃資格者は、練習射撃場の中に限って空気銃を所持することができる。
 - 指定射撃場や練習射撃場の中に限って

1 問題文が技巧的に過ぎるもの

- ・ 年少射撃資格者Aは射撃指導員X及びYから指導を受けているが、AはYの所持する空気銃をXの監督の下に所持することができる。

2 一つの問題の文字数が120文字（1行40字詰めで3行）を超えるもの

- ・ 年少射撃資格認定制度は、空気拳銃以外の空気銃については国民体育大会の選手又は候補者として、空気拳銃についてはオリンピック競技大会等の選手又は候補者として推薦を受けた年少者で一定の認定を受けたものが、銃刀法第4条第1項第5号の2の許可を受けた射撃指導員の指導監督を受けて、空気銃を所持することができる制度である。